

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和2年10月12日(制定)

令和5年9月12日(変更)

鳥取市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月に施行され、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須業務に位置付けられた。

このため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域における現場活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鳥取市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期の年度である令和8年度に検証・見直しを行うものとするが、必要に応じ随時見直しを行うものとする。

また、当該年度の具体的な活動は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年7月)	6,980 ha	230 ha	3.30 %
3年後の目標 (令和8年7月)	6,821 ha	221 ha	3.24 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

管内を14区域に分けて、農業委員及び推進委員が連携して農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、随時実施する。

利用状況調査終了後、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を実施し、その調査結果を踏まえて、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施する際に、農地中間管理事業の活用に関する資料を同封し、農地中間管理事業の利用意向の拡大を強力に図る。また、農地中間管理機構を利用する意向が確認できた場合は、農地法第 35 条第 1 項の規定により農地中間管理機構へ通知を行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

管内の作付面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

農地利用集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び法施行規則第 10 条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積とする。

	管内の作付面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 7 月)	6,750 ha	1,584 ha	23.47 %
3 年後の目標 (令和 8 年 7 月)	6,600 ha	1,667 ha	25.27 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに鳥取市と一体となって取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、鳥取市、鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取いなば農業協同組合等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定等について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の再設定を推進する。また、農地の区画・形状が悪いことから受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤農家相談会の開催について

農業委員会は、鳥取いなば農業協同組合など各関係機関と連携して、地区ごとに農家相談会を開催し、農家が抱えている問題を解決するとともに、収集した農地の情報を認定農業者や新規就農者へ提供して農地の流動化を推進する。

⑥農業委員会だより、ホームページなどの活用

「とっとり市農業委員会だより」やホームページなどを活用し、農地中間管理事業の周知を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標について

新規参入の促進は、毎年6経営体（個人・法人）の参入を目標とし、新規参入者取得面積は1経営体当たり1.0haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

鳥取市、鳥取県、鳥取県農業委員会ネットワーク機構、鳥取県農業農村担い手育成機構等と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む）並びに定年帰農希望者などを把握し、必要に応じて適地適作の指導など、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに務めるなど積極的に支援する。

②新規就農の促進に関する情報提供について

鳥取市、鳥取県、鳥取県農業農村担い手育成機構と連携し、新規参入者促進のための情報収集に努め、新規就農希望者の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図り、継続的な支援に努めて定着を図るとともに、将来の担い手として育てる。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

鳥取市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、鳥取市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力